

政 務 活 動 費

使 途 マ ニ ュ ア ル

蕨 市 議 会

目 次

I 蕨市議会政務活動費の概要

- 1 政務活動費とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 政務活動費の交付の根拠となる法律・条例・規程・・・・・・・・ 1

II 蕨市議会政務活動費の基本的指針

- 1 基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 実費弁償の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 会派に対する交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 使途基準の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 収支報告書等の作成及び閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 会計年度の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 8 按分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 政務活動費の項目別運用指針

- 1 調査研究費
 - (1) 視察調査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 視察調査先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 旅費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) キャンセル料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (5) 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (6) 入館料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (7) 土産代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (8) 昼食代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (9) 調査委託料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (10) 支出できない経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 研修費
 - (1) 会場費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 講師謝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 旅費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 支出できない経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3	広報費	
(1)	送料	7
(2)	会場費	7
(3)	広報紙	7
(4)	ホームページ制作費	8
(5)	配布委託料	8
(6)	支出できない経費	8
4	広聴費	
(1)	会場費	8
(2)	印刷製本費	8
(3)	通信運搬費・機器等借上料	8
5	資料作成費	
(1)	事務機器の購入費	8
(2)	備品管理	8
(3)	印刷製本費	9
(4)	事務用消耗品	9
(5)	会派控室維持管理費	9
(6)	支出できない経費	9
6	資料購入費	
(1)	一般新聞購読料	9
(2)	機関紙	9
(3)	書籍	9
(4)	支出できない経費	9
7	人件費	
(1)	賃金	10
(2)	支出できない経費	10
8	事務所費	
(1)	事務所の賃借料	10

項目別実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

- ・ 広聴会・研修会等（参加）実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 1 号
- ・ 先進地視察調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 2 号
- ・ 備品台帳・・ 様式第 3 号
- ・ 新聞購読料計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 4 号
- ・ 補助職員雇用（変更）届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 5 号
- ・ 自家用車利用旅費計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 6 号
- ・ 項目別会計帳簿・・ 様式第 7 号

条例・規程・・ 1 2

- ・ 蕨市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・ 収支報告書
- ・ 蕨市議会政務活動費の交付に関する規程
- ・ 政務活動費交付申請書
- ・ 政務活動費交付変更申請書
- ・ 会派解散届
- ・ 政務活動費交付決定通知書
- ・ 政務活動費交付請求書

I 蕨市議会政務活動費の概要

1 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項、蕨市議会議会基本条例、蕨市議会政務活動費の交付に関する条例及び蕨市議会政務活動費の交付に関する規程により、蕨市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、蕨市議会における会派（所属議員が1人の場合も含む）に対して交付される。

政務活動費は、蕨市議会政務活動費の交付に関する条例別表で定める政務活動に要する経費に充てることができることとされている。（第5条第2項）

2 政務活動費の交付の根拠となる法律・条例・規程

政務活動費は、次の法律及び条例・規程を根拠として交付される。

（1）地方自治法第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（2）蕨市議会基本条例（平成27年7月7日条例第18号）

第18条 政務活動費は、蕨市議会議員の調査研究その他の活動に資することを目的に交付するものとする。

2 政務活動費は、蕨市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年蕨市条例第5号）に基づき会派に対して交付するものとする。

（3）蕨市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年3月1日条例第1号）については別途掲載。

(4) 蕨市議会政務活動費の交付に関する規程(平成25年3月1日議会規程第1号)
については別途掲載。

II 蕨市議会政務活動費の基本的指針

1 基本的な事項

政務活動費は、会派における「市政に関する調査研究」に要する経費として支出することが可能であり、議員個人の活動、政党活動、後援会活動、選挙活動などに支出してはならない。

また、政務活動費は公金であることから、その制度上の要請である使途の透明性を確保する。

2 実費弁償の原則

市政に関する調査研究は、会派・議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

3 会派に対する交付

蕨市議会では、条例第2条の規定により、政務活動費は会派に対して交付することとしていることから、支出できるものは、会派の行う調査研究のための経費とする。

「会派が行う調査研究」とは

○調査研究の実施に関し、会派で意思統一がされていること。

○調査研究について実施結果を共有すること。

4 使途基準の運用

政務活動費使途マニュアルは、会派が実際に政務活動費を支出するに当たり、その支出内容が条例の使途基準に適合しているか否かの判断を示すとともに、会派間での運用に差が生じないよう「統一のルール」とすることを目的に、議員自らが作成するものである。

5 収支報告書の作成及び閲覧

会派の経理責任者は、前年度交付の政務活動費に係る政務活動費収支報告書に、領収書又はこれに準ずる書類、政務活動費使途マニュアルに定める項目別実施報告書等を添付し、4月30日までに議長へ提出しなければならない。また、会派はこれらの

書類の写しを5年間保管するものとする。

なお、政務活動費収支報告書の写しは、蕨市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項に基づき、議会事務局にて閲覧に供するものとする。

6 会計年度の取扱い

政務活動費の会計年度の取扱いは、事実発生日（支払いが必要になった事柄が行われた日）の属する年度によるものとする。

具体的には、3月（旧年度）に債務が発生し、実際の支払いを翌年度4月（新年度）に行ったものでも、旧年度における支出として取り扱う。

7 支払い方法

（1）銀行振込

銀行振込を支払い方法として指定されている場合は、その振込手数料を支出できるものとする。なお、銀行が発行する振込明細票などを支払いの証拠書類として収支報告書に添付する場合は、支出の内容がわかる請求書などを併せて添付するものとする。

（2）クレジットカード

クレジットカードはそれ以外の支払い方法が無い場合を除き、原則使用しないものとする。

8 按分

（1）按分の考え方

活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當であることが明らかかな場合は、会派の責任において政務活動費の実態に応じ合理的に説明のできる比率を定めて按分を行う。

（2）収支報告書等への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、按分割合及び当該按分割合に基づく政務活動費の支出額を明記する。

Ⅲ 政務活動費の項目別運用指針

1 調査研究費 (様式第2号) (様式第6号)

(1) 視察調査期間

視察調査の期間は、2泊3日以内とする。

(2) 視察調査先

視察調査先については、1泊の場合は2箇所以上、2泊の場合は3箇所以上とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は除く。

(3) 旅費

ア 限度額

旅費の限度額は原則として1泊2日の場合 65,000 円、2泊3日の場合 80,000 円とする。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く。

イ 交通費

蕨市職員等の旅費に関する条例に準じて交通費の計算を行う。なお、鉄道賃におけるグリーン料金、航空賃におけるスーパーシート料金の支出は行わないものとする。

ウ 宿泊料

蕨市職員等の旅費に関する条例に準じて、宿泊費(夕食及び朝食を含む)は、15,000 円以内とし、その費用の中で夕食費については3,500 円、朝食費については1,500 円を限度とする。この範囲を超えた場合は自己負担とする。(平成19年9月3日代表者会議決定事項)

エ タクシー代

公共交通機関の利用を原則とするが、交通事情等によりやむを得ない場合は支出できるものとする。また、支出した場合は、利用区間、公共交通機関を利用しなかった理由を明確にする。

オ 車借上料

公共交通機関の利用を原則とするが、交通事情等によりやむを得ない場合は支出できるものとする。また、支出した場合は、利用区間、公共交通機関を利用しなかった理由を明確にする。

カ 有料道路通行料・駐車料・ガソリン代

公共交通機関の利用を原則とするが、交通事情等によりやむを得ない場合は支出できるものとする。また、支出した場合は、その内容を明確にする。

(4) キャンセル料

本人の傷病や親族の葬儀等のやむを得ない事由により、交通費及び宿泊料の取り消しに要する費用が生じた場合は、支出できるものとする。

(5) 手数料

旅行代理店等を利用した場合の手数料は支出することができる。

(6) 入館料

調査研究の目的及び視察地域の特性や地域性を知ることにより視察目的を達成するために、調査・研究の一環として必要と認められる有料施設を視察する場合は、入館料を支出できる。

(7) 土産代

視察先への土産代等の支出は1箇所3,000円以内とする。

(8) 昼食代

市外視察における昼食代は2,600円以内とする。

(9) 調査委託料

政策研究のために、個人又は法人に調査依頼をした場合の委託料は支出できる。

(10) 支出できない経費

ア 視察の目的外の施設への入館料等

イ 旅行保険料

2 研修費 (様式第1号) (様式第6号)

(1) 会場費

蕨市の公共施設、町会会館、自治会館又はこれに類する施設の借上料とする。
また、会合の実施報告書を作成する。

(2) 講師謝金

講師一人につき、300,000円を上限とする。

(3) 旅費

1 調査研究費の(3)の規定による。

(4) 支出できない経費

ア 政治、政党、選挙活動にあたる「政党、政治団体、労働団体が主催する集会、講演会、研修会」等の参加に要する経費

イ 政党のパーティーへの参加に要する経費

ウ 飲食を主たる目的とする会合への出席に要する経費

エ 飲酒を伴う会合への出席に要する費用

オ 会派主催の研究会、研修会での議員の飲食代

カ 懇親会、親睦会、レクレーションに要する経費

キ 各種団体等に対する寄付、協賛金、賛助金、協力費等の経費

ク 個人の立場で加入している団体等に対する会費

ケ 議会内の親睦団体の会費

コ 宗教団体の会費等

サ 冠婚葬祭の会費等

シ 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代

ス 旅行保険料

セ 昼食代

3 広報費

(1) 送料

送料の範囲については、郵便料及び宅配料のほか、新聞折り込み広告料を支出できる。

(2) 会場費

2 研修費 (1)の規定による。

(3) 広報紙

広報紙の掲載内容は、会派としての調査研究や議会活動又は市の政策に限定する。また、収支報告書に作成した広報紙を添付する。

(4) ホームページ制作費

会派のホームページを制作、更新するための委託費を支出することができる。
なお、ホームページの掲載内容は、会派としての調査研究や議会活動又は市の政策に限定する。

(5) 配布委託料

広報紙、報告書の配布委託をした場合は、委託費を支出することができる。

(6) 支出できない経費

ア 所属政党の宣伝活動に要する機関紙発行及びホームページ作成に要する経費

イ 個人の広報紙等の作成に要する経費

4 広聴費 (様式第1号)

(1) 会場費

会場費については、2 研修費(1)の規定による。

(2) 印刷製本費

印刷製本費は、会派の行う調査研究のための資料の作成に要する経費を支出できる。

(3) 通信運搬費、機器等借上料

広聴会にかかる通信運搬費、機器等借上料については支出することができる。

5 資料作成費 (様式第3号)

(1) 事務機器の購入費

事務機器の購入については、100,000円をその取得単価の上限として支出できる。
ただし、パソコンを取得するときは、この限りでない。

(2) 備品管理

事務機器については、すべて会派に帰属するものとして会派の代表が備品台帳を備えて管理する。また、備品台帳(様式第3号)は、当該年度の備品購入の有無にかかわらず、収支報告書に添付して提出するものとする。

会派間で議員の異動があった場合は、関係会派で協議をして備品の帰属を決め

る。会派が消滅した場合は、残存価値のある備品を事務局が管理する。

(3) 印刷製本費

印刷製本費については、4 広聴費 (2) の規定による。

(4) 事務用消耗品費

プリンターのトナー、インク、電磁的記録媒体等は消耗品として支出できる。
また、支出した場合は購入した消耗品の内容を明確にする。

(5) 会派控室維持管理費

維持管理費の範囲については、電話代、インターネット回線使用料、OA機器等のリース代及び修繕料とする。

(6) 支出できない経費

- ア 議員の個人的な活動に要する資料作成経費
- イ 所属政党の宣伝活動に要する資料作成経
- ウ 選挙活動に要する資料作成経費

6 資料購入費 (様式第4号)

(1) 一般新聞購読料

調査研究のために自宅で一般新聞を購読する場合、一紙分は個人負担とし、これを超える分を政務活動費として二紙分まで支出できるものとする。
また、会派として一般新聞を購読する場合は二紙支出できる。

(2) 機関紙

会派で二紙支出することができる。

(3) 書籍

会派の調査研究における書籍の購入については、支出することができる。また、支出した場合は、購入した書籍の内容を明確にする。

(4) 支出できない経費

- ア 政党活動、選挙活動に使用する資料等の購入費
- イ 市政に関する調査研究に直接関係のない資料・書籍等の購入費

7 人件費 (様式第5号)

(1) 賃 金

会派の行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費を支出できる。ただし、会派の代表は様式第5号(補助職員雇用届)を議長に提出する。

(2) 支出できない経費

ア 会派に属する議員の親族の雇用に係る経費は支出することはできない。

8 事務所費

(1) 事務所の賃借料

会派の調査研究のために必要な事務所の家賃は支出することができる。

項目別実施報告書

様式第1号（研修費、広聴費）

平成 年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名
氏 名

㊟

広聴会・研修会等（参加）実施報告書

次のとおり実施しましたので報告します。

1. 会合の名称	
2. 主 催 者	
3. 開 催 日	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
4. 参加議員名	
5. 内 容 （目 的）	

※上記の広聴会・研修等で支出した政務活動費について、全ての領収書またはこれに準ずる書類を添付すること。また、旅行代理店等を通じて手配した旅費、宿泊費等は、その詳細（旅費、宿泊費等の内訳）も添付すること。

様式第2号（調査研究費）

平成 年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名
氏名

㊟

先進地視察調査報告書

次のとおり先進地視察調査を行ったので報告します。

月 日	調 査 先	調 査 項 目
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		

※上記の先進地視察調査で支出した政務活動費について、全ての領収書またはこれに準ずる書類を添付すること。また、旅行代理店等を通じて手配した旅費、宿泊費等は、その詳細（旅費、宿泊費等の内訳）も添付すること。

様式第3号(資料作成費)

備 品 台 帳

会派名 ()

備 品 番 号	品 名	取 得 価 格	取 得 年 月 日	使 用 者
		円	年 月 日	
事 由	規 格 ・ 品 質	取 得 先	廃 棄 年 月 日	備 考
			年 月 日	
備 品 番 号	品 名	取 得 価 格	取 得 年 月 日	使 用 者
		円	年 月 日	
事 由	規 格 ・ 品 質	取 得 先	廃 棄 年 月 日	備 考
			年 月 日	
備 品 番 号	品 名	取 得 価 格	取 得 年 月 日	使 用 者
		円	年 月 日	
事 由	規 格 ・ 品 質	取 得 先	廃 棄 年 月 日	備 考
			年 月 日	
備 品 番 号	品 名	取 得 価 格	取 得 年 月 日	使 用 者
		円	年 月 日	
事 由	規 格 ・ 品 質	取 得 先	廃 棄 年 月 日	備 考
			年 月 日	
備 品 番 号	品 名	取 得 価 格	取 得 年 月 日	使 用 者
		円	年 月 日	
事 由	規 格 ・ 品 質	取 得 先	廃 棄 年 月 日	備 考
			年 月 日	

様式第4号（資料購入費）

平成 年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名
氏名

印

新聞購読料計算書

1. 対象外（一紙目）

新聞名	金額	販売店名	備考
	円		個人負担

2. 対象

新聞名	金額	販売店名	備考
	円		
	円		

3. 対象合計 _____ 円

※ 一紙目の個人負担分については、支払いを証明できる書類を添付すること。

様式第5号（人件費）

平成 年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名

氏 名

㊟

補助職員雇用（変更）届

次のとおり下記の者を雇用（変更）しましたので届出します。

記

- 1 氏 名 _____
- 2 生年月日 _____ 年 月 日 生
- 3 住 所 _____
- 4 雇用目的 _____

- 5 雇用期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 6 変更理由 _____

※雇用契約書の写しを添付すること。

様式第6号（調査研究費、研修費）

平成 年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名
氏名 ⑩

自家用車利用旅費計算書

（平成 年 月 日 分）

自家用車利用目的（視察先）			
有料道路通行料	円	駐車料	円
ガソリン代 走行距離	キロ	× 円 =	円

合 計 円

※上記の自家用車利用で支出した政務活動費について、領収書またはこれに準ずる書類を添付すること。

条例・規程

蕨市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日条例第5号

改正

平成14年3月28日条例第20号

平成14年6月20日条例第28号

平成20年9月8日条例第21号

平成25年3月1日条例第1号

蕨市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、蕨市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、蕨市議会における会派（所属議員が1人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額33,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の半期の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の20日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、一の半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、一の半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書（様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散した日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、同条第2項及び第3項の規定による提出の期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（1） 市内に住所を有する者

（2） 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月8日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の蕨市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の蕨市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

年 月 日

蕨市議会議長 様

会派名

経理責任者



政務活動費収支報告書

蕨市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事 務 所 費		

3 残 額 _____ 円

4 参考資料 領収書又はこれに準ずる書類

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日議会規程第1号

改正

平成25年3月1日議会規程第1号

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蕨市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年蕨市条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して様式第1号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。この場合において、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して様式第2号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して様式第3号により会派解散届を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に様式第4号による交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、様式第5号により政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(半期の区分)

第5条 条例第3条に規定する半期の区分は、次のとおりとする。

- (1) 上半期 4月1日から9月30日まで
- (2) 下半期 10月1日から3月31日まで

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日議会規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の蕨市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前にこの規程による改正前の蕨市議会政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

蕨市長 様
（蕨市議会議長経由）

会派名

代表者名



政務活動費交付申請書

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

蕨市長 様
（蕨市議会議長経由）

会派名
代表者名



政務活動費交付変更申請書

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

蕨市長 様
（蕨市議会議長経由）

会 派 名
代表者名



会 派 解 散 届

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、蕨市議会政務活動費の交付に関する規程第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

蕨市長 様
（蕨市議会議長経由）

会派名
代表者名



政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

蕨市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
ただし、年 月分～ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 名

《政務活動費使途マニュアル》

平成29年4月発行

編集・発行

蕨市議会
蕨市中央5丁目14番15号
TEL 048-433-7733